

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## スマートフォンへの機種変更でトラブル？！



大変便利なスマートフォンですが、様々な世代に急速に普及したことに伴い、60歳以上の方からの相談も増えています。

今回はそんなスマートフォンへの機種変更の際に起こったトラブル事例をご紹介します。



### 事例「店員の言われるがまま契約したが、使いこなせない…」



先日、携帯電話ショップで機種変更をした。その際、「料金がとてもお得なスマートフォンを使えば、ネットがたくさん使えますよ。」と言われた。使いこなせるか不安だったが、店員に「大丈夫」と言われたため、訳もわからず契約した。その後、やはり操作方法がわからず使いこなせなかったため、携帯電話ショップに解約を申し出たが、「2年契約なので、違約金がかかる。」と言われた。



### ★アドバイス★

- ・スマートフォンや携帯電話は、契約年数未満で解約すると、違約金がかかります。契約内容をよく確かめ、理解できないときはその場で契約することはやめましょう。
- ・スマートフォンは電話ができるパソコンのようなものです。携帯電話とは操作が異なります。本当に必要なか、使いこなせるか、よく考えましょう。
- ・店舗の説明に問題があった場合、無償で解約できる場合があります。困ったときは、お住まいの地域の消費生活相談窓口にご相談してみましょう。



### ★188（いやや！）泣き寝入り 消費者ホットライン★

お近くの自治体の消費生活相談窓口をご案内します。  
1人で悩まず相談しましょう！



## 消費生活センターをご活用ください！

### <出前講座を開催しませんか？>

宮城県消費生活センターでは出前講座を行っています。実際に県消費生活センターに寄せられた相談事例をもとに、消費生活相談員が講師となって、被害に遭わないためには何に注意したらよいのか、また遭ってしまった場合の対処法などについてお話しします。

**講座は無料**です！町内会やPTAなどの集まり、高齢者を見守る立場の方々の研修会、各学校での講演など、様々な場でご活用ください。



#### ★出前講座申込みの流れ★

- ①下記の申込先まで日程調整の電話を入れる。  
※開催予定日の**1ヵ月以上前**にご連絡をお願いします。
- ②申込書をFAXで送る。  
※申込書は県消費生活センターのホームページから印刷できます。

### <啓発資材を提供します>

DVDの貸出やリーフレットの配付などを行っています。**貸出や配付は無料**！在庫を確認しますので、下記の問合せ先にお電話ください。



DVDやリーフレットの内容は、県消費生活センターのホームページで紹介しています。

#### ★出前講座・啓発資材の申込み・問合せ先★

TEL：022-211-2524

FAX：022-211-2959

## ★相談窓口★

# 宮城県消費生活センター ☎022-261-5161

仙台市青葉区本町3丁目8番1号（県庁1階）

相談時間 月～金 9時～17時 土日 9時～16時（祝日・年末年始除く）

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/syohiseikatsu-center-index.html>

<p>【仙南圏】 大河原地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0224-52-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【大崎圏】 北部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0229-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【栗原圏】 北部地方振興事務所栗原地域事務所 県民サービスセンター ☎0228-23-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>
<p>【石巻圏】 東部地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0225-93-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【登米圏】 東部地方振興事務所登米地域事務所 県民サービスセンター ☎0220-22-5700 相談時間 月～金 9時～16時</p>	<p>【気仙沼・本吉圏】 気仙沼地方振興事務所 県民サービスセンター ☎0226-22-7000 相談時間 月～金 9時～16時</p>

◎各市町村にも消費生活相談窓口があります。（詳しくは、最寄りの市町村へお問い合わせください）